

人を、想う力。街を、想う力。



2016年4月27日

報道関係各位

会社名 三菱地所株式会社
代表者名 取締役社長 杉山 博孝
コード番号 8802
問合せ先 広報部長 川崎 正人
(TEL 03-3287-5200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月下旬開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2016年1月28日付プレスリリース「指名委員会等設置会社への移行について」にて開示しております通り、取締役会による経営監督機能の更なる強化、並びに業務執行における権限・責任の明確化及び意思決定の迅速化を推進すると共に、経営の透明性・客観性の向上を図るべく、指名委員会等設置会社へ移行することと致したいと存じます。これに伴い、取締役や取締役会に係る規定の変更、各委員会や執行役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第3条の目的について追加を行うものであります。
- (3) 会社法の改正により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、社外取締役以外の業務執行を行わない取締役についてもその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約に関する規定（現行定款第27条）について所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記の変更に伴う条数の変更、その他の規定の整備等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙の通りです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2016年6月下旬
定款変更の効力発生日（予定）	2016年6月下旬

以上

(下線部は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p>第 3 条 本会社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (条文省略) (新 設)</p> <p>13. (条文省略) (新 設)</p> <p>第 4 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行通り)</p> <p>第 3 条 本会社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～12. (現行通り)</p> <p>13. <u>警備業法に基づく警備業</u></p> <p>14. (現行通り)</p> <p>第 4 条 <u>本会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会、執行役員及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第 5 条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条～第 11 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 12 条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条 (条文省略)</p> <p>第 13 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役会の決議にもとづき取締役社長</u>がこれを招集する。<u>取締役社長</u>に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の代表取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>第 14 条 株主総会の議長は<u>取締役社長</u>がこれに当る。<u>取締役社長</u>に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の代表取締役</u>がこれに当る。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 13 条 (現行通り)</p> <p>第 14 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合のほか、<u>あらかじめ取締役会</u>が定める<u>取締役</u>がこれを招集する。<u>当該取締役</u>に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>第 15 条 株主総会の議長は<u>執行役社長</u>がこれに当る。<u>執行役社長</u>に事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の執行役又は取締役</u>がこれに当る。</p> <p>第 16 条～第 18 条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第 18 条 <u>本会社は取締役会を置く。</u></p> <p>第 19 条 本会社の取締役は <u>15</u> 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(削 除)</p> <p>第 19 条 本会社の取締役は <u>18</u> 名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</p>

現行定款	変更案
<p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p>	<p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>取締役の選任は累積投票によらないものとする。</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行通り)</p>
<p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名を定めることができる。</p>	<p>第21条 取締役会は、その決議によって取締役会長を定めることができる。</p>
<p>第22条 <u>本会社は、取締役会の決議によって相談役を置くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第23条 <u>取締役会は本会社の重要な業務の執行を決定する。</u></p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>第24条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員又は事故あるときは<u>取締役社長がこれを招集し、取締役社長にまた事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</u></p> <p>取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役及び各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。</p>	<p>第23条 取締役会は取締役会長がこれを招集する。取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の取締役がこれを招集する。</u></p> <p>取締役会を招集するには、会日より3日前に各取締役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。</p>
<p>第25条 取締役会の議長は取締役会長がこれに当る。取締役会長に欠員又は事故あるときは<u>取締役社長がこれに当り、取締役社長にまた事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の代表取締役がこれに当る。</u></p>	<p>第24条 取締役会の議長は取締役会長がこれに当る。取締役会長に欠員又は事故あるときは取締役会であらかじめ定めた順序により<u>他の取締役がこれに当る。</u></p>
<p>第26条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但</p>	<p>第25条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現行定款	変更案
<p><u>し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p><u>第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第27条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 <u>本会社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>第29条 <u>本会社の監査役は5名以内とし、株主総会においてこれを選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>第33条 <u>監査役会を招集するには、会日より3日前に各監査役にその通知を発する。但し、緊急の必要がある場合にはさらにこれを短縮することができる。</u></p> <p>第34条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったこ</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>とによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令で規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。</u></p>	
<p>(新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第 5 章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 第 28 条 <u>本会社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会においてこれを選定する。</u> 第 29 条 <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令及び定款において定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u></p>
<p>(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p>第 6 章 執行役 第 30 条 <u>本会社の執行役は、取締役会においてこれを選任する。</u> 第 31 条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終の事業年度の末日までとする。</u> 第 32 条 <u>取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって執行役社長を定める。</u> <u>前項に定めるほか、取締役会は、その決議によって役付執行役を定めることができる。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人 第 35 条 <u>本会社は会計監査人を置く。</u> 第 36 条～第 37 条 (条文省略)</p>	<p>第 7 章 会計監査人 (削 除) 第 33 条～第 34 条 (現行通り)</p>
<p>第 7 章 計 算 第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 8 章 計 算 第 35 条～第 38 条 (現行通り)</p>